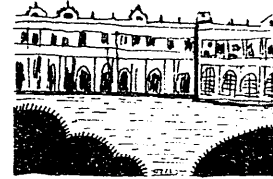


## ストライキと社会保障法案



(イギリス)

### ストライキと生活保護

1966年社会保障省法第10条の規定により、労働争議に参加する者はその参加期間またその理由により失業給付の受給資格を欠く者は、その者自身の個別需要について補助給付(生活保護)をうける資格を失うが、その者の被扶養者および家賃については補助給付が支給されると定められている。しかし、労働争議参加者および争議により受給資格を失った者の税リベートとストライキ手当およびその他の個人所得については、その者の被扶養者に対する補助給付の収支認定の際4.35ポンドまで収入として認定しないのが長年の慣例となってきた。その結果、被保護家庭の総所得

が往々にして補助給付レベルの全額に達することがあった。

労働争議が終れば、第10条の適用がなくなり、15日間までは本人もその被扶養者と同様に補助給付をうける資格を取得するが、15日を過ぎればその一家は通常第2週末に支払われる賃金をうけとることになる。この賃金が支払われかつ使用者から前払金が支払われていたので、過去においては、補助給付をうける必要性はかなり限られた場合にすぎなかった。しかし、近年、とくに1969年のストライキ以来、被用者は使用者による前払金をやめさせることに成功したので、前払金(賃金から差し引かれる)が補助給付(賃金から差し引かれない)に代替されることが多くなった。これが、その後の数々のストライキにより補助

給付支出の急増に大きな役割を果たしてきており、1968年には大きなストライキだけで約8万ポンド、1969年と1970年にはそれぞれ67万ポンド、90万ポンドの支出増となっている。もし全部のストライキについてみればこれらの数字はもっと多くなるとみられている。

### 社会保障法案

スト参加者の補助給付に関する調整を主たる内容とする「社会保障法案」(The Social Security Bill)が3月29日の下院においてケイス・ジョセフ(Keith Joseph)社会サービス大臣により明かにされた。

本法案は、スト参加者の補助給付に関する慣行の一部を変更し、業務上の過失により6週間の失業給付資格を欠く者を対象とするものである。

第1に、スト参加者の個人収入は他の補助給付請求者の収入認定と同様に扱うこととし、従来の4.35ポンド控除の扱いを廃止し1ポンドのみを収入認定しないこととする。第2に、スト参加者の賃金支払いまでの適切な

方法は使用者の賃金前払いの方法によるべきものであり、スト参加者本人が補助給付の受給資格を取得し得ない期間である争議が終って職場に復帰してから支給される15日間の給付は回収さるべきこと(ただし、生活困窮にならない程度)とする。第3に、自己の意志で離職したり又は過失があつて解雇されるとか、自己に適した職に就くことを拒むなどの理由により失業給付の受給資格のない者に支給される補助給付の減額分を2.05ポンド(現在は75ペンス)とすること、第4に、地方社会保障助言委員会(現在4,000人の委員から構成される141の委員会が設けられている)を廃止する。

4月26日の下院第2読会におけるケイス・ジョセフ社会サービス大臣の本法案の提案理由と趣旨説明は要旨つぎのとおりであった。

「本法案の主たる目的は社会保障制度のなかにいつのまにか住みついてしまった乱用、陳腐化し改善の必要ある若干の要素をつみとることである。

政府は、ストに参加した者の被扶養者に対する補助給付についての査察を行ってきたが、現在のところ、スト参加者に関する補助

給付の主な原則はそのまま変更しないこととしている。スト権はしばしば無責任に行使され、納税者がスト参加者の生活資金調達の手助けをするのは不条理であると多数の人が考えている。スト参加者はその被扶養者に支給された金銭を返却すべきである。

今年度についての確定数字はもたないが、推計しうるかぎり、スト参加者のうち被扶養者について補助給付の支給をうけたスト参加者数は近年数年の2.5%という常態的な数字から最近では25%強にハネ上った。これは、異常事態であった郵便ストとフォード・ストのためであった。第2の未曾有の驚くべき数字は、1971年の第一4半期において、大規模なストだけの結果として約375万ポンドが支出された。これは、戦後から1970年末までのストに関連して支出された補助給付の総額を上まわるものであった。

こうした状況において、われわれがなしうる最小限のことは、スト参加者の家族の補助給付に関して議会の決断をまつべきものであると考える。郵便ストにおいては、組合はスト手当を支払わないでストに突入したので、

通常の状態を遙かに上まわって人々は補助給付に殺倒した。

### 収入認定のひきしめ

補助給付委員会は、請求者が給付請求の際に税のリベートとスト手当について週4.35ポンドまで収入認定しない国民扶助委員会の長年の慣行を踏襲してきた。本法案は、この扱いを廃止し通常の控除額である1ポンドに止めることを定めるものである。その結果、スト参加の補助給付請求者の世帯収入において、その世帯が税のリベートとストライキ手当の合計額で週4.35ポンド以上うけている場合には週3.35ポンドがカットされることになる。スト手当をうけたスト参加者の割合については明確な数字は不明であるが、ストライキの約95%はunofficialなのでスト参加者の約5%がスト手当をうけているにすぎないとみられる。したがって、スト手当をうけない限りこの切下げの影響はうけないであろう。また大家族を擁する低賃金所得者または中級の賃金所得層は税リベートをうけていないし控除の対象となる余分の収入源をもたないか

ら、同じく影響をうけまい。

### 15日間のつなぎ資金の回収

失業、疾病またはストライキによるとを問わず、就業の中断期間を終わって職場に復帰した後の本人及びその家族の生活を維持する通常の方途は使用者からの前借金であった。使用者から前借金が予定されないケースに具えるため、働いていない者に対しての補助給付の支給禁止規定は職場復帰後の最初の15日間について緩和されている。1969年以来、奇妙な傾向が生れた。すなわち、使用者から前借金をうけると返却せねばならぬし課税対象となるのに、補助給付は返さなくとも課税収入ともならないので、ストライキが終って職場に復帰した後2週間について使用者に前借金を支払わせないようにする人々がだんだん増えて補助給付委員会に足を運ぶようになってきたことである。その結果、1964年においては労働争議後の補助給付支出額は4,000ポンドであったのに、昨年は約90万ポンドに達し、今年の始めの4か月間に43万ポンドとなっている。これは、政府として容認しえな

い制度の乱用である。労働争議後に職場に復帰した人々に対する最初の15日間についての補助給付の支給分は使用者から回収すべきと考える。この措置により、労働者は労働争議後の期間の生活をのり切るための前借金に必ずするという伝統的慣行に戻ることを納得するであろう。

### 法案にたいする賛否

ケイス・ジョセフ社会サービス大臣が下院で本法案を明かにした際、本法案は補助給付が労働争議を賄うための手段として利用されないようにしようとする政治的法案であるとして労働組合出身議員の怒りをかった。労働党議員の指導層は、「本法案は悪法である」と強く非難し、「スト参加者の家族を懲罰せんとする決定は、公式的にも非公式にも労使関係法案にもとづいて強行せんとする労働組合に対する攻撃の手をゆるめまいとする追い打ちの典型であり、使用者団体によって進められる要求に即応せんとするものである」とのべている。

また、チャイルド・ポバティ・アクション・グループのフランク・フィールド会長は「社会保障法案は、社会保障省法にもとづき補助給付委員会が被保護者の福祉増進の機能を増進せんとすることを不可能にするものである」と評している。

なお、4月27日の下院第2読会での賛否論議の要旨はつぎのとおりである。

Mrs. Shirley Williams (労働党) 本法案の最も著しい特色は、スト参加者を懲罰せんとする差別性にある。野党は本法案に反対投票をする。

Bruce-Gardyne (保守党) 産業不安を醸成し、選挙民を職場からしめ出すストライキを推進し、少数の組合闘士に利するため補助給付の費用に寄与することを税を通じて義務づけられている選挙民のことを思うと、我慢できないものがある。

Ur. Prentice (労働党) 政府は、スト参加者の子供を通じてストを鞭うとうとするケチで卑劣なことをしようとしている。スト参加者を被告席におき全部のスト参加者を悪者ときめてかかろうとしている。労使関係法案の

二番せんじをやろうとしているのだ。

Mr. Curran (保守党) 本法案は、妻子を飢えさせることによって労働者を職場に復帰させんとしているものではない。しかし、労働者がストをした場合、彼はその結果に責任を負うのは当然と考えねばならない。労働者がストをした場合、その面倒をみるのは組合のビジネスであって納税者ではない。もし納税者がスト中の労働者の妻子を扶養することを納得したとしても、ギフトでなく貸付けであっていけないという理由はない。いかなる国家もスト参加者に即興に金銭を与えるべきではない。

Mr. Omalley (労働党) 本法案は、低賃金所得者を鞭うつものである。働らく母子家庭の母親に影響を及ぼすことになり、貧しい暮らしを送っている児童に影響を及ぼすものである。

本法案は203票対155票で第2読会を通過した。

*The Times.*

(田中 寿 国立国会図書館)

### 社会保障こぼれ話

#### 健康保険法案について

(アメリカ)

アメリカの第92議会(1971年)には、13の健康保険法案が提出されている。これらの法案の中には、第91議会にも提出されたものも少なくないが、それはともかく、第92議会に提出されている13法案の中には、政府(Bennett Bill—S. 1623)、アメリカ健康保険協会(Javits Bill—H. R. 4349)、全国健康保険委員会とAFL-CIO(Kennedy Bill—S. 3)、アメリカ医師会(Fulton-Broyhill Bill—H. R. 4960)などの支持する法案が含まれている。アメリカ医師会の支持する法案は、昨年の案をかなり修正してあるが、かつて公的健康保険制度の採用に強く反対してきた同医師会が、積極的にある健康保険法案を支持しているのは、各種の状況が、健康保険制度の採用を避けられないものとしてきたことを物語るものである。

ところで、第92議会に提出された13の健康保険法案は、それぞれ各種の内容をもっているが、一

般に、使用者はBennett Billを、また、労働組合はKennedy Billをそれぞれ支持しており、これらの2法案をめぐる動きが注目されている。これら法案は、前者が公的制度と私的制度を組合せた形で、また、後者が主として公的制度で実施されることになっている。それら両者のうち、前者には、被用者を事業所別に設ける制度でカバーし、その他の人びとを公的制度でカバーする2本建の方式が用いられ、それぞれの被保護者に各種の給付を用意しており、労使双方が被用者の制度に財源を調達し、被用者以外への制度では、被保険者の拠出(低所得者は拠出免除)と連邦政府補助金で財源が調達されることになっている。また、Kennedy Billでは、全アメリカ市民を適用する1本の統合的な方式が用いられ、歯科医療(青少年)を含む各給付が用意されており、財源は被用者、自営業者、使用者の拠出と連邦政府補助金で調達されることになっている。これら両法案の詳細や、その他の法案は省略するが、各法案は、前述したように、適用対象、給付、財源調達などについて詳細な内容を計画している。それら以外に、管理・運営では従来実施してきた各種の制

(23頁へつづく)